

漁業権の免許をすべき者の判断基準

1 目的

この判断基準は、令和5年度における共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権免許の一斉切替えに当たり、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第73条第2項第2号に掲げる場合において、免許をすべき者を決定するための審査基準を示すことを目的とする。

なお、この基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めるものである。

2 共同漁業権における審査基準

共同漁業権の免許についての適格性を有する者は、法第72条第2項第2号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、本県における審査基準を別途設けないこととする。

3 定置漁業権及び区画漁業権における審査基準

定置漁業権及び区画漁業権における法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」については、次の（1）から（3）に掲げるほか、地域の漁業者との調和的発展や、地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築など、地域の水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、漁業免許申請書に添付の事業計画書のほか、必要に応じて、申請者へのヒアリングにより審査し、免許をすべき者を決定する。

（1）漁業生産の増大

- ① 生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。
- ② 漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込めるか。

（2）漁業所得の向上

生産物の衛生管理、品質や評価を向上させるための具体的な取組が検討されており、実現が可能であると見込めるか。

（3）就業機会の確保

従事者の雇用計画において、地域における就業機会の向上に寄与しており、その賃金が確実に支払われると見込めるか。